

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する会計検査の結果について

<検査の結果の主な内容及び所見>

(1) 県民割支援及び全国旅行支援の予算の執行状況等

県民割支援及び全国旅行支援は、1兆1193億余円を財源として、県民割支援に3016億余円、全国旅行支援に6890億余円、計9907億余円が支出され、1285億余円が不用額となっていた。

観光庁は、都道府県に通知した交付限度額の算定方法や算定要素に係る資料を保存していないとしており、会計検査院は、交付限度額の妥当性を事後的に検証することができなかった。

貸切バスを利用する団体旅行の需要を喚起するために予算枠として設定された団体旅行枠について、40都道府県で計724億余円の残額が生じていた。これは、貸切バスの他に鉄道、航空機等を利用した旅行も含めた統計値に基づいて団体旅行枠を設定していたことが要因の一つであると思料される。また、団体旅行枠から一般枠への振替について、例外的な取扱いとして認められ得ることを個別の相談事項としていて全ての都道府県に対して伝えておらず、これにより一部の県における予算の執行方針に影響を及ぼす結果となっていたと思料される。

所見：予算執行時に基準とした交付限度額の算定方法に関する資料、算定要素としている旅行者数や所要の補正の内容に関する資料等の予算執行に関連する重要な資料を適切に保存し、予算執行における交付限度額の妥当性についての的確な資料に基づき十分に説明することができるようにすること

：補助の対象となる旅行の過去の実績等による合理的な基準により予算枠を定めるとともに、実施主体に対して事務連絡等を発出する際には、その取扱いを周知徹底すること

(2) 県民割支援及び全国旅行支援の実施状況等

観光庁が事業の実施途中で電子クーポンによることを原則化したことに伴って、既存の紙クーポンが旅行者に配布されずに余剰となっている状況が見受けられた。

一部の県において、旅行者の居住地やワクチン接種等を確認できる根拠資料、使用済紙クーポン等の根拠資料や電子クーポンの電子記録を保存していない状況が見受けられた。

所見：事業の実施方針を途中で変更する際には、補助事業者における事業の現状を把握するとともに、補助事業者が実情に応じて方針変更の適用時期を遅らせるなどの弾力的な運用ができるよう十分検討を行うこと

：補助要件を満たしているかを確認できるようにするために保存すべき根拠資料の種類について、あらかじめ補助事業者にと事務連絡等で明示して周知することなどにより、事後的に事業の適正性を十分に検証することができるようにすること